



農林業

農村交流施設

☎市来庁舎 農政課 ☎21-5123

●施設名、問合せ及び使用期間・使用時間

施設名	所在地	お問合せ窓口	使用期間・使用時間
ふれんどパーク羽島	羽島1700番地	羽島交流センター (☎35-0014)	【使用期間】 1月4日から 12月28日 まで 【使用時間】 8:30~ 22:00
れいめいふれあい公園	羽島5225番地		
川北スポーツ公園	大里5315番地1	市来体育館 (☎36-2881)	
川上ふれあい公園	川上980番地	川上地区活性化センター (☎36-4730)	

●使用料

●ふれんどパーク羽島

使用時間	多目的広場使用料		夜間照明施設使用料	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
1時間以内	無料	1時間につき 330円	1,210円	1,800円
1時間を 越え30分 増すごと			600円	890円

※市外居住者が多目的広場を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間とみなします。

※夜間照明施設の使用時間1時間未満の場合は1時間とみなし、1時間を超える場合の30分未満は30分とみなします。

●川北スポーツ公園

(1)多目的広場・夜間照明施設

1面 1時間につき			
多目的広場使用料		夜間照明施設使用料	
市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
無料	330円	使用時間 1時間につき 450円	使用時間 1時間につき 670円

(2)テニスコート

区分	1面 1時間につき	
	市内居住者	市外居住者
学生(高校生以下をいう。)	110円	160円
上記以外の方	220円	330円

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間とみなします。



市民農園

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

野菜、花等の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、余暇を楽しむ健康づくりの場として「市民農園」を開設しています。

- 貸し農園 1区画(20㎡)×48区画、利用は1人(または1団体)1区画
- 使用料 無料
- 使用期間 1年以内。ただし、更新もできます。
- 場所 照島4905(前床地区)

観音ヶ池市民の森(森林活用環境施設)

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

市民の皆さんが自然環境及び林業に親しみ、理解を深めるための施設です。

「観音ヶ池市民の森」の交流センターとログハウスについては使用申請と使用料が必要です。

- 所在地 湊町1247番地3
- 休館日 交流センターとログハウスの休館日は、次のとおりです。
火曜日、8月13日～8月15日、12月27日～1月7日
- 使用時間 交流センターとログハウスの使用時間は次のとおりです。

施設名	宿泊	休憩
交流センター	17:00～翌9:00	9:00～22:00
ログハウス	17:00～翌9:00	9:00～17:00

- 使用料
- 交流センター等の使用料

施設の名称	使用時間	1泊		休憩		
		午後5時から翌朝9時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
交流センター	第1会議室	11,000円	基本料金	1,050円	基本料金	1,570円
	第2会議室	11,000円	1時間当たり	310円	1時間当たり	470円
ログハウス1棟		4,190円	基本料金	1,050円		
			1時間当たり	310円		

- 用具使用料

用具の名称	区分	使用料	用具の名称	区分	使用料
炊飯用具	1セット(4人用)	420円	毛布	1枚	220円
敷ふとん	1枚	220円	まくら	1個	50円
シーツ	1枚	110円			

いちき特産品直売所

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

農産物の直売を行っています。出荷者(会員)は市内居住者であれば、どなたでもなれます。

- 所在地 大里6166番地1
- 休館日 12月31日～1月3日
- 開館時間 8:30～17:00
- 問合せ いちき特産品振興会(季楽館内) ☎36-5618(FAX兼)

農産物加工センター

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

- 施設名・利用時間・休館日等
- 生福農業研修センター
 - 所在地 生福8576番地
 - 利用時間 9:00～15:00
 - 休館日 火曜日、土曜日及び日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日から1月3日
 - 問合せ ☎32-4869(生福農業研修センター)
- 大里農産加工センター
 - 所在地 大里5664番地
 - 利用時間 9:00～17:00
 - 休館日 木曜日、1月1日から1月3日
 - 問合せ ☎36-3845
(大里農産加工センター)または農政課へ

農業振興地域内農用地の宅地等への転用

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

県及び市では、農業の健全な発展を図るため、優良な農用地の確保と安全を目的とした農業振興地域整備計画を策定し、同計画に基づいて農業振興地域を指定します。

この農業振興地域内農用地における宅地等への転用や農業以外で使用する場合は、事前に市及び県に対して農業振興地域内農用地から除外(転用)申請が必要となります。

森林に関する届出

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

森林の伐採、林地の開発、保安林の指定・解除等については届出が必要です。

火入れ

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

森林や森林の周囲1kmの範囲内にある荒地等への火入れについては許可が必要です。

有害鳥獣の被害

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

イノシシやタヌキなどの有害鳥獣により農作物や林産物に被害が発生した場合、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策のための補助制度があります。詳しくは問合せ窓口へご相談ください。

農道・林道の整備

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5123

農業の生産性向上や農村集落の生活環境改善、森林整備のために農道や林道の整備を行っています。農道や林道の被害等を発見されたときは、事故等の防止のため早期通報にご協力ください。

農道・林道等の他目的使用

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5123

農道や林道等の他目的使用(占用)には、届出が必要です。

農地についての届出・許可・相談

問 市来庁舎 農業委員会事務局 ☎21-5118
農政課 ☎21-5121

農地を売買・転用するときは、農業委員会の許可が必要です。また、令和7年度からは農地の貸し借りは「農地バンク事業」に一本化されます。(令和7年4月以降も農地法3条許可による手法は引き続き利用可能です。)農地利用や農業者年金に関する相談も農業委員会にお問合せください。

土地基盤整備・農村環境整備

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5123

農業の生産性向上のための基盤整備や農村環境整備を行う各種事業があります。

農地等の被害

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5123

台風や大雨などにより農地等が被災したときは、その復旧に対して各種事業があります。

林地等の被害

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5123

台風や大雨などにより家の裏山等が崩れたときは、まず安全なところへ避難し、担当課へご連絡ください。

たい肥助成制度

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

環境保全型農業の基本である「土づくり」を推進するとともに、市内畜産農家が製造したたい肥の地元利用を図るため、たい肥購入費の助成を行っています。

申請を希望される方は審査が必要となりますので、必ず事前にお問合せください。

●対象者 農家台帳に記載のある農家

●対象農地 農家台帳に記載のある農地

●対象たい肥

県へ届出を行った市内の畜産農家等が製造・販売する完熟たい肥

●補助割合

県指針等を上限としたたい肥購入経費の1/2(100円未満切捨)を助成

●添付書類 たい肥を購入した領収書等



新規就農者支援金制度

問 市来庁舎 農政課 ☎21-5121

就農意欲が旺盛で、かつ、継続的な営農を行う方に対し支援金を交付する制度です。

申請を希望される方は審査が必要となりますので、必ず事前にお問合せください。

- 対象者 次のいずれにも該当する方
 - (1)市内に住所を有し、かつ、生活の根拠を有する方であって、おおむね55歳以下の方
 - (2)実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的な就農に意思があると認められる方
- 支援金の額
 - 対象者1人につき50万円(1回に限ります。)

いちき串木野市グリーン・ツーリズム協議会

あなたも鹿児島島の「お父さん・お母さん」になってみませんか?? 受入家庭を募集しています。

グリーン・ツーリズムとは、海・山の豊かな自然、美味しい食べ物が豊富な本市を県外の中高生の体験型修学旅行先として提供し、農家・漁家などに宿泊しながら、地元の方々との交流や作業体験などを行うことです。

県外の子どもたちを我が子のように迎え入れることによって、新しい発見や身近な魅力ある地元の再発見をすることができます。

- 問合せ
 - 事務局 いちき串木野市総合観光案内所
(☎32-5256)

水産業

船員法関係手続

問 串木野庁舎 水産商工課 ☎33-5637

- いちき串木野市で可能な手続
 - 船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還の受理
 - 航行に関する報告の受理
 - 雇入契約の成立等の届出
 - 年少船員の認証
- 手数料
 - 船員の手帳の交付・再交付・書換え 1件につき1,950円
 - 船員の手帳の訂正 1件につき430円
 - 航行に関する報告の受理証明 1件につき200円

串木野フィッシャリーナ

問 串木野庁舎 水産商工課 ☎33-5637

- 施設概要
 - 浮き栈橋 ●市オーナーバース 24隻 ●県オーナーバース 42基 ●県ビジターバース 10基
 - 陸上保管施設 ●オーナー 66基 ●ビジター 6基
- 使用料
 - 浮き栈橋

区分	市オーナーバース	県オーナーバース	県ビジターバース
船長5m未満	1月につき2,860円	1月につき3,550円	1日につき300円
船長5m以上7m未満	1月につき3,960円	1月につき5,300円	1日につき400円
船長7m以上9m未満	1月につき5,060円	1月につき7,100円	1日につき510円
船長9m以上	1月につき6,160円	1月につき9,000円	1日につき620円

- 陸上保管施設

区分	オーナー				ビジター	
	船長	船幅	使用料	船長	船幅	使用料
船長	6m未満	8m未満	10m未満	12m未満	8m未満	10m未満
船幅	4.0m	4.5m	6.0m	6.5m	4.5m	6.0m
使用料	1平方メートル1月につき134円				1平方メートル1日につき11円	



商工業・企業

商工業者・企業向け支援制度

問 水産商工課 ☎33-5638

市内産業の振興及び活性化、雇用の促進等を図るため、市内で新たに出店、もしくは創業をする方、現在事業を営んでいる方に対して各種補助金や支援制度があります。

※各種補助金、支援制度には要件があります。詳しくは、以下の二次元コードから市のホームページをご覧ください。ただか水産商工課にお問合せください。

補助事業名	補助対象経費	補助率または補助金額	
新規創業等支援事業補助金	空き店舗等の改装経費 ※市内事業者施工に限る	補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は20万円 創業支援等事業計画に基づく証明を受けた新規創業者については、上限金額は30万円	
	空き店舗等活用促進事業補助金	・1から6か月目までは補助対象経費の全額、月額2万円を上限 ・7から24か月目までは補助対象経費の2分の1以内で、月額1万円を上限	
	飲食店新規出店促進事業補助金	店舗の新築に係る経費	(市内事業者施工) 補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は300万円 (市外事業者施工) 補助対象経費の3分の1以内で、上限金額は200万円
		空き店舗等の店舗部分の購入及び改築に係る経費	(物件購入) 補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は100万円
			(改築:市内事業者による施工) 補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は200万円 (改築:市外事業者による施工) 補助対象経費の3分の1以内で、上限金額は100万円
	創業支援事業補助金	創業に係る設備購入経費 ※原則、市内事業所で購入	補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は20万円 創業支援等事業計画に基づく証明を受けた新規創業者については、上限金額は30万円
広報費、外注費に係る経費 ※原則、市内事業所に発注		補助対象経費の2分の1以内で、上限金額は10万円	
商工業者店舗リフォーム補助金	店舗部分の増築、補修工事 ※市内事業者施工に限る	総額20万円以上のリフォーム経費の2分の1以内で、上限金額は20万円	
副業人材活用支援補助金	副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料	補助対象経費の2分の1以内で、補助対象案件1件につき10万円を上限	
商工振興資金利子補助金	商工会議所・商工会を通じ借入期間3年以上の運転資金・設備資金として100万円以上の借入したものを対象	前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に借り入れた制度資金の額に1.2パーセントを上限に乗じて得た額とし、補助年度における上限金額は30万円	
固定資産税の課税免除(過疎法)	対象業種において、新增設や改修を行った機械や建物に対する固定資産税	固定資産税額を3年間課税免除	
先端設備導入計画による、設備取得に係る固定資産税減額	生産性を高めるために取得した設備の固定資産税	固定資産税を3年間、2分の1軽減 さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最大5年間、3分の1軽減	

●二次元コード(市ホームページ)



豊かな暮らし

創業支援等事業計画

問 水産商工課 ☎33-5638

本市では、市内で創業を考えている方に対し、創業面のみならず経営面でも支援を行う「いちき串木野市創業支援等事業計画」を策定いたしました。支援内容としては水産商工課への窓口設置、商工会議所・商工会での創業塾の開催及び経営アドバイス、また他機関からの金融、販路開拓等の各種相談受付を実施いたします。加えて、1月以上の期間で8回開催される、いちき串木野商工会議所及び市来商工会が実施する創業塾を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4項目の知識を習得した方及び継続的支援を受け、市が発行する認定証で認定を受けた方は以下の支援を受けることができます。

- 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。
 - 信用保証協会が実施する創業関連保証を事業開始2か月前からではなく、6か月前からの利用が可能となります。
 - 日本政策金融公庫が実施する、新規開業支援資金の貸付利率の引下げ対象となります。
 - 新規創業等支援事業補助金「空き店舗等活用促進事業補助金」の改装経費補助金上限額が20万円から30万円に、「創業支援事業補助金」の創業に係る設備の購入経費補助金上限額が20万円から30万円になります。
- ※詳しくは、次の二次元コードから市のホームページをご覧ください。か水産商工課にお問合せください。

二次元コード(市ホームページ)



いちき串木野市立ハローワーク

問 水産商工課 ☎33-5638

市内事業所の人手不足の解消、求職者の就職促進のため、本市独自のハローワークを運営しております。従業員を求めている市内事業所や求職者の方々、ぜひご活用ください。

- 開所時間 8:30～17:15(土・日・祝、年末年始を除く。)
- 住 所 いちき串木野市元町224番地
- 電 話 26-1191
- F A X 26-1192
- メ ー ル ichikikushikino-hw@po5.synapse.ne.jp

二次元コード(市ホームページ)



まちなかサロン

問 いちき串木野商工会議所 ☎32-2049

まちなかサロンは、市民の買い物及びバス利用者の待ち時間など休憩所として、一般の方が気軽に無料でご利用できる施設です。

- 開所時間 9:00～17:00(土・日・祝、年末年始を除く。)
- 住 所 いちき串木野市旭町76
- そ の 他 展示や販売等ご利用の場合は、事前に申込みが必要です。詳細につきましては、いちき串木野商工会議所にお問合せください。(使用料は以下のとおり)

区分	施設使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
展示・講座・会議等の利用	286円	132円
チャレンジショップ及び物品の販売等を伴う利用	572円	132円



豊かな暮らし

働く女性の家

問 働く女性の家 ☎32-7130 串木野庁舎 福祉課 ☎33-5619

市内在住または勤務している女性を優先し、男性の方も利用できます。

- 所在地 新生町183番地
- 休館日 月曜日・祝日、12月29日～1月3日
- 開館時間 火曜日～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:00
- 問合せ ☎32-7130(働く女性の家)
- 講座 働く女性の家が実施する講座は、小物作りや料理教室、ピラティス、寄せ植え教室などです。講座は「通年」と「前期」「後期」に分かれており、毎年4月と9月に広報紙で講座生を募集します。実施曜日・時間・期間・定員・回数等詳しい内容は広報紙をご覧ください。
●受講料は無料ですが、材料費・教材費は実費負担となります。 ●昼間の講座受講時間内の託児があります。
- 自主グループ 自主グループは、働く女性の家利用者による自主的な活動です。自主グループの活動曜日・時間等は働く女性の家にお問合せください。参加申込は随時行っています。

サークル名

ストレッチ・リズム体操	ヨガ	フラメンコ	フラダンス
古布パッチワーク	アメリカンキルト(パッチワーク)	袋物作り	華道
書道	ピラティス	骨盤調整	自彊術
3B体操	スローエアロビック	洋裁	エコクラフト
革の小物作り	記書		

企業誘致

問 串木野庁舎 産業立地課 ☎33-5650

西薩中核工業団地等に事業所用地を取得した場合(新設・増設・移転)、一定の要件のもと、用地取得補助などの各種優遇措置を受けることができます。

●各種優遇措置を受けられる対象業種

製造業、金属鋳業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業、卸売業、研究開発施設、再生可能エネルギー関連施設

MINATOよりあいオフィス

問 MINATOよりあいオフィス ☎24-8766

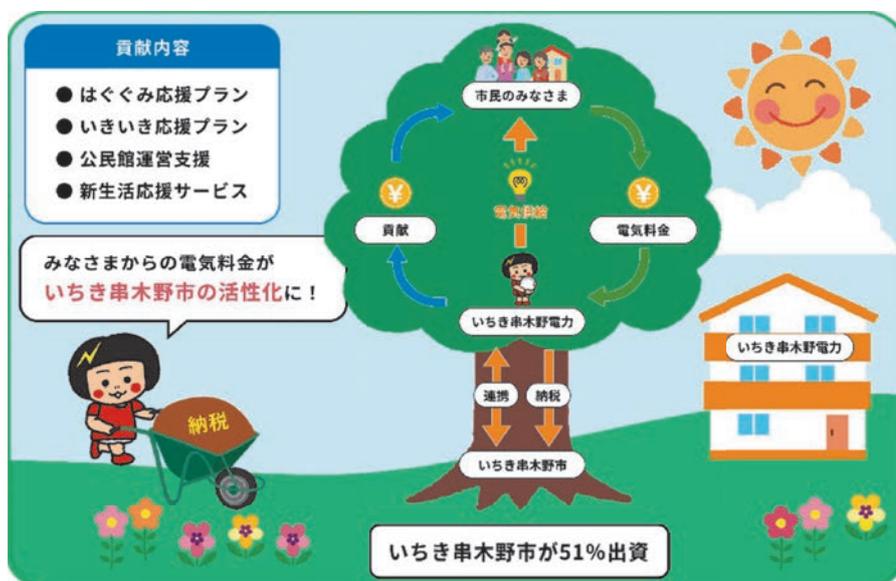
MINATOよりあいオフィスは、在宅勤務や起業の準備、自己啓発など職場や自宅以外の場所でお仕事をしたいときに、どなたでもご活用いただける施設です。

- 開館時間 9:00～19:00
 - 休館日 日曜日・祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
 - 所在地 元町198番地
 - 使用料
 - 1階コワーキングスペース(1人あたり)
- | 1時間 | 1日 | 1月 |
|------|------|--------|
| 100円 | 500円 | 7,500円 |
- 2階オフィススペース 1月 2万円

エネルギー(電力)

問 株いちき串木野電力 ☎33-6000

エネルギーの地産地消を基盤に、市民や事業者の共生協働で地域課題を解決するため、本市が51%出資した地域新電力です。電気料金収益の一部をサービスへ還元しています。



〈広告〉

株式会社 いちき串木野電力



〒896-0026
いちき串木野市昭通通111
〔営業時間〕9:00～17:00
〔定休日〕土・日・祝・年末年始
お気軽にお問合せください。

TEL:0996-33-6000
<https://ik-epco.co.jp>



豊かな暮らし